

Title	菊池勇夫著 日本労働立法の発展
Sub Title	
Author	藤林, 敬三
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1942
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.36, No.12 (1942. 12) ,p.982(56)- 987(61)
JaLC DOI	10.14991/001.19421201-0056
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19421201-0056

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

菊池勇夫著「日本労働立法の發展」

藤林敬三

本書が「日本労働立法の發展」と題されてゐるところからも明かなやうに、吾が國に於ける労働立法史に關する一文献であることはいふまでもない。しかし本書は素々労働立法史としてもされたものではなく、過去十數年に亘る間に於いて、その時々實際の問題とせられた社會立法に關する著者の諸論稿——その多くは時事評論的形態に於いて書かれたもの——の集成であつて、時代的には、滿洲事變前後(本書第三編)、支那事變以後(第二編)のものを主たる内容としてゐる。そしてこれに對して、本書第一編「總觀」中、その第一章として「我國に於ける社會立法の發達」といふ一論が加へられてゐて、その内で明治、大正、昭和に及ぶ極く簡單な歴史的考察が行はれてゐるに過ぎない。しかもこの歴史的考察は五百頁に近い本書中僅かに三十頁を占めるに止まり、吾が労働立法史に關する文献としては、甚だもの足りないものであることを、先づ指摘して置かねばならない。

本書のこのやうな特徴に加へて、尙ほ第二に指摘して置いていふことは、本書が著者の「社會・經濟法論集」第二卷として公刊されたものであつて、その未刊の第一卷は「労働法の主要問題」と題され、其處では主として労働法に

關する理論的研究に屬する諸論稿が集められるといふことである。このためにか、本書は右に指摘した第一編第一章を除いては、全く時事評論集であるといふ性格を強く示してゐる。唯だ著者のこの時事評論が滿洲事變前の頃からのものであつて、従つてこの評論の筆を通じて、吾々は此處十數年間の吾が労働立法の展開を窺ふことは出来る。しかし率直にいへば、本書の表題に依つて、吾が國に於ける労働立法史に關する著作を期待したものにとつては、甚だもの足りない感じのするのを否み得ないであらう。

かくて私は一般の讀者と共に、著者に對して、本書のやうな論文集ではなくして、系統的な労働立法史の一書をものされんことを期待して止まない。そしてこのやうな希望が容れられるならば、今後の吾が國の労働立法の發展のためにも、それは大いに意義のあることであらうと思はれる。蓋し過去に於ける、特に支那事變の勃發以前に於ける吾が國の労働立法の發展に較べて、事變後今日に至るまでのそれは實に目ざましいのであつて、このやうな事情の變化に對して、今日吾々にとつて必要なことは、過去の事實に就いて慎重な検討を加へて見るといふことである。

二

本書の著者に對する私の右のやうな希望と關聯して、此處で吾が國の労働立法の發展に關する著者の理解に就いて、若干の批評を加へて置きたい。私が此處で問題としようとする著者の理解は、本書中諸所に散在するが、それは第一編第一章の結論の部に於いて、明確に示されてゐる。

著者は明治三十年以後に吾が社會立法時代が開始されたといふが、これにはむろん異論はない。そして當時の吾が政府の工場法の制定の努力以後、大正、昭和にかけての吾が労働立法の發展を顧みて、著者は次ぎのやうな諸點

を指摘して居られる。即ち、

- (1) 政府當局の進歩的官僚が國際的關係を顧慮して、指導的立法を企てた。例へば、「明治三十二年の條約改正に伴ふ内外人雜居の時期が工場法制定の有力な理由としてかゝげられた。」
- (2) 資本が貧弱な資源と後れた技術を以て、しかも内外の市場におけるその地歩を開拓するため、専ら低賃銀と労働強化に依存した。

(3) 工場法制定を促進せしめたものは、明治三十年代の労働運動の勃興であり、その後制定された工場法が大正年代まで施行されなかつたのは、労働運動の沈滞によるものであつた。大正年代における社會立法の發達が内外に互る労働運動の異常な發展を背景としたことはいふまでもない。

(4) 最後に、當面の——今日の——社會立法の傾向としては、社會局の態度が強化されたのは労働の勢力を背景としたのではなく、全く國策遂行の有力なあらはれと見られる。そして此處では、政治が經濟を指導する基本的特殊性が強く顯はれてゐる。

吾が國の社會立法の發展を顧みて、著者がこのやうにいはれることは、吾が社會立法の本質を未だ根本的に理解し得てゐないものであるといはねばならない。そして先づこのやうな著者の理解に於いては、社會立法はその時々々の状態に於いて、その成立の根據を異にし、従つて時代に依つてその本質を異にするものゝやうに理解されてゐるやうにも思へる。就中、支那事變後とそれ以前とに於いては、吾が労働立法が全く異なるものであるやうに考へられてゐる。これに對して、私は少しく酷評に過ぎるかも知れないが、先づ次ぎのやうにいつて置きたい。著者のこのやうな理解から觀れば、著者に對して労働立法の歴史的考察を期待することは全く徒勞である。著者の歴史的理

解は全く疑はしい。私は本誌十月號に於いて、北岡氏の社會政策論を批判したのであるが、北岡氏の所論には尙ほ幾分見るべきものがある。——同氏著、社會政策概論第三編補論の第一「我國社會政策の特質」、參考——著者の見解はこの北岡氏の所論に較べてさへ、歴史的に於いて全く態をなしてゐない。

著者は吾が労働立法史を回顧して、右のやうな四つの理解を示されたが、その第一の見解の如きは全く皮相のことであつて、これでは明治三十年代に於ける政府の工場法制定の努力の意義など到底理解されたことにはならない。そして私は今これに對して若干の言葉を費すだけの價值も認め難い。更らに、著者の見解に於いては、第三に労働運動の意義が相當に高く評價されてゐるが、これに就いても私は直らには賛同し難い。特に明治三十年代に於ける吾が労働運動に就いては素より、その後大正年代に於ける労働運動に就いて見ても、第一に労働者の労働組合への組織率が甚だ低いのであつて、これに加へて、労働者の政治的勢力も尙ほ甚だ微弱であつて、概していへば、過去に於いて吾が國の労働者の勢力が弱かつたことが、それだけ労働立法の發展を刺戟しなかつたといふ、著者とは反對の一面こそ歴史的には指摘せらるべきである。しかしこれに關して尙ほ根本的に重要なことは、労働者の勢力如何は労働立法の發展に對して唯だ僅かにその表面的な理由を提供するに過ぎないのであつて、これに依つては未だ眞に立法の持つ本質が理解され得ないといふことである。

著者の第一及び第三の理解に對して、第二及び第四の理解は稍々本質理解に觸れてゐる。しかしこのやうに理解が取り出されると、吾が労働立法は過去と現在に於いて全く異なるものとして考へられざるを得ない。しかし吾が労働立法の本質は、著者のこの第二及び第四の理解を統一的觀點に置いて觀るところに、初めて明かにされるのである。そしてそれは次ぎのやうである。即ち、過去に於いては吾が國の經濟は人的資源に比較的恵まれてゐた。こ

の吾が經濟の特質が労働者保護の必要をそれだけ實現せしめなかつたのであつて、この特質の變化が、人的資源の不足の方向に轉じて行つたことが、労働立法の必要を益々大ならしめたのであつて、その孰れの場合に於いても吾が労働立法の本質は労働力に關する生産政策的意義に求められる。

このやうに批評することが出来ると思へば、著者の労働立法史に對する理解は單に皮相なものに過ぎないのであつて、私は著者に對して今少しく問題を根本的に掘り下げて見て戴きたいと思ふ。そして其處から今日の労働立法と、更らに今後の労働立法に就いて、もつと眞剣な討究を加へて貰ひたいと思ふ。

三

本書に對して、私は吾が國の労働立法の本質理解を求めんとするを殆んど斷念せざるを得なかつたのであるが、それでも唯だ一つ、著者が今日の立法の裡に人的資源の客體性と主體性の統一を見ようとして居られる點に對しては、賛意を表して置かねばならない。しかしこれとても、今日の労働立法に固有なものではなくして、唯だ過去に於いては、吾が資本主義の個人主義的現實が、稍々惠まれた人的資源の存在の状態の下に於いて、兎角、その客體性をのみ考慮しようとしたに過ぎないのであつて、労働立法自體は何時でもその主體性の重要を問題にしてゐたのであり、これが右の資本主義的現實と相容れないやうな状態に置かれたこと——そしてその理由が結局また人的資源の比較的豊富であつたことに起因するのであるが——が労働立法の發展を遲延せしめて來たのであるとも見られる。かくて著者に於いて最も缺けてゐる點は、その初期以來今日に至るまでの吾が労働立法を統一的、本質的に理解するといふことである。

本書の紹介でなく、批評のみ述べたが、最後に本書の紹介のために一言して置いて置くことは、本書には附編として「滿洲に於ける労働統制」に就いての所見として、約百頁に亘る叙述が加へられて居り、これは吾々の大いに參考し得るところである。(A5版、本文四七六頁、定價四圓八十錢、有斐閣)

附記 批評のみ至極簡単に述べて、本書の著者並に讀者に對して、多少不親切の感もないではないが、この批評に對しては次ぎの拙著並に拙稿を對照して戴けば幸ひである。

拙著 労働者政策

拙稿 經營労働者政策 社會政策時報 昭和十七年九月號 五一—七頁

拙稿 社會政策の再検討 本誌 昭和十七年十月號